

第 33 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 6 年 2 月 13 日 (火)
- 2 開催場所 八郷保健センター 2階 研修室
- 3 出席委員 1 番 前 島 慎 也 2 番 飯 村 伸 一 3 番 三 輪 正
4 番 高 橋 浩 5 番 萩 原 重 信 6 番 池 田 徹
7 番 磯 部 進 8 番 田 上 光 男 9 番 高 野 済
10 番 山 口 和 明 11 番 栗 原 茂 12 番 花 和 清 治
13 番 高 橋 憲 治 14 番 小 松 與 平
- 4 欠席委員
- 5 事務局 理事兼事務局長 額 賀 均 課 長 原 田 和 宣
主 任 鈴 木 直 行
- 6 審議議案
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
議案第 3 号 非農地証明願の意見の決定について
議案第 4 号 農地改良協議について
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定に
ついて
報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後 2 時 15 分

議長) 只今より、第 33 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 14 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、2 番、飯村伸一

委員。3番、三輪正委員の2名をお願いします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しておりますので、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者5名で約253アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 挙手多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約40アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き梅を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 挙手多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番については、取り下げ願いが提出されましたので、削除願います。続いて、8番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 挙手多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、宅地の一部として使用している部分が認められ、申請人に確認を行うため、10番については、継続審議としたいと思います。委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、継続審議とすることに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 挙手多数と認め、10番については、継続審議とすることに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号11番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き飼料用牧草を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、11番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 挙手多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号12番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後は、まいたけを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、12番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 挙手多数と認め、12番については、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、前事業者から太陽光パネルの権利保全のため、パネル上部の区分地上権の設定を申請したものです。申請地には、パネル下部にミョウガ栽培されており、毎年営農型発電設備の農作物の栽培状況報告は、提出されております。周辺地域への問題もないかと思われます。以上のことから、13番については、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 挙手多数と認め、13番については、許可することに決定いたします。続いて、14番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号14番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約11ヘクタールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後は、ジャガイモを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、14番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 挙手多数と認め、14番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号の13件の申請については、10番を除く12件について許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番については、取り下げ願いが提出されましたので、削除願います。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農地法の許可を得ず、自身の所有する山林への進入路として使用してしまい、今般、違反状態を是正すべく、始末書添付で申請されたものです。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休

耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、自身が経営する会社の資材置場が手狭なことから、本申請地を取得し、会社に貸し付けるべく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、借家に居住されておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと

判断いたしました。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なる

ご審議を、お願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11番については、取り下げ願いが提出されましたので、削除願います。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号12番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電に適した本申請地を転用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって12番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号13番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、日照等の条件を満たし太陽光発電設備用地に適している本申請地を転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって13番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議

を、お願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、14番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号14番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって14番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、15番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号15番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって15番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お

願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。15番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、16番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号16番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって16番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、16番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、17番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号17番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって17番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お

願いたいします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。17番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、17番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、17番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、18番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号18番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって18番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、願いたいします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。18番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、18番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、18番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、19番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号19番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって19番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、願いたいします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。19番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、19番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、19番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の17件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化が進み、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号2番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠や葛が繁茂し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号3番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化が進み、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、3番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第3号の3件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第4号、農地改良協議について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地の窪地を解消したく、盛り土を行ない、栗を作付けする計画です。現地を調査したところ、申請のとおり、必要な改良だと判断いたしました。また使用する土の質に関しても問題ないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番については、農地改良協議に同意することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、農地改良協議に同意することに決定いたします。次に、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 5 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これもちまして、第 33 回石岡市農業委員会総会を

閉会いたします。

午後 3 時 30 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 6 年 2 月 13 日

議事録署名人

議 長

2 番

3 番